

川口市社会福祉協議会マスコットキャラクター「社助」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有しているマスコットキャラクター「社助」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種イベント等で活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にすることを目的とし、着ぐるみの貸し出しについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(貸出方法)

第3条 借り受けを希望するもの「(以下「借受者」という。）」は、あらかじめ借用申請書〈社助〉(様式第1号)に必要事項を記入し、川口市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に借受日の7日前までに提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 本会は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- 3 借受者は、着ぐるみを本会から受け取り、直接返却することを原則とする。やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合、かかる費用は借受者の負担とする。
- 4 貸し出しに伴う着ぐるみの運搬、搬入作業は、原則として借受者が行うものとする。

(貸出期間)

第4条 原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却する。

(使用上の遵守)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 借り受けた着ぐるみを第三者に譲渡、又は転貸してはならない。
- (3) 着ぐるみの使用等については、『着ぐるみ「社助」使用上の留意事項』に定める方法により取り扱わなければならない。

(承認内容の変更)

第6条 使用承認を受けた借受者が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに変更内容を本会へ申し出なければならない。

(承認の取り消し)

第7条 着ぐるみの借受者が、次に該当する場合は、その貸し出しを取り消しすることができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により、着ぐるみの貸し出しを受けていることが判明したとき。

(2) その他着ぐるみの貸し出しの実施が不相当と認められるとき。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、本会が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から実施する。